



# 年金Q&A Vol.7

## Q

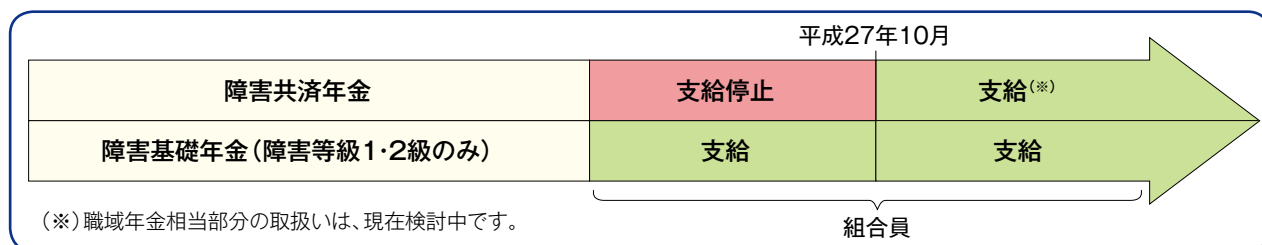
平成27年10月から被用者年金制度の一元化に伴い、障害給付に関する制度が見直しされると聞きました。どのような変更になるのでしょうか。

## A

平成27年10月以降に発生する障害給付は、障害共済年金ではなく障害厚生年金になります。その他主な変更箇所は次のとおりです。

### 1 障害共済年金は在職中でも支給されるようになります

障害厚生年金は、障害共済年金のように在職中支給停止の取扱いがないことから、平成27年10月からは在職中でも障害共済年金は支給されるようになります。



### 2 障害一時金は障害手当金へ移行します

現行の共済制度では、在職中に初診日があり、退職時に障害共済年金が支給されない程度の一定の障害の状態にある場合、障害一時金が支給されます<sup>(※)</sup>。

平成27年10月からは、平成27年10月以降在職中に初診日があり、障害厚生年金が支給されない程度の一定の障害の状態にある場合、退職しなくても障害手当金が支給されます。

(※) 平成27年9月30日に在職中で、同日に退職したならば障害一時金の権利が発生する場合は、同日に退職したもものとして障害一時金が支給される経過措置が設けられます。

### 3 障害給付の支給に国民年金の保険料納付要件が必要になります

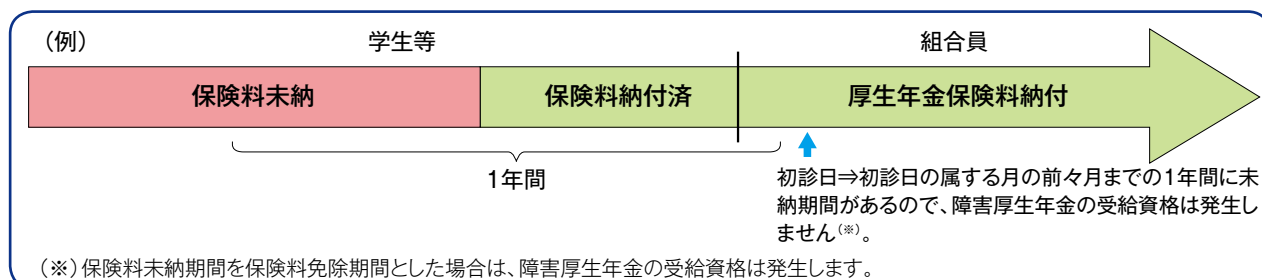
現行の共済制度での、障害共済年金の受給権発生要件には、国民年金や厚生年金保険のように、国民年金の保険料納付要件がありません<sup>(※)</sup>。

平成27年10月1日以降の傷病については、国民年金の保険料納付要件（初診日の前々月までの保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が被保険者期間の2/3以上）が必要になります。ただし、初診日が平成38年4月1日前にある場合は、次の特例が設けられています。

(※) 共済の組合員期間や厚生年金保険の被保険者期間は、国民年金の保険料納付済期間となります。

#### 特例 初診日が平成38年4月1日前にある場合

保険料納付要件を満たしていない場合でも、初診日の属する月の前々月までの1年間の国民年金保険料を納付していれば、障害厚生年金の受給資格は発生します。



(執筆/地方職員共済組合)